

## 看護師学校養成所における看護教員に関する規定

保健師助産師看護師学校養成所指定規則	看護師等養成所の運営に関する指導要領について	看護師等養成所の運営に関する手引きについて
<p>第四条 四 別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。</p>	<p>第四 教員に関する事項 1 専任教員及び教務主任 (3)看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表三の専門分野の教育内容(以下「専門領域」という。)のうちの一つの業務に三年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。 ア 保健師、助産師又は看護師として五年以上業務に従事した者 イ 専任教員として必要な研修*<sub>1</sub>を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 * 1とは、(ア)から(ウ)までのいずれかの研修のことをさす (ア)厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程 (イ)厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。) (ウ)国立保健医療科学院の専攻課程(平成一四年度及び平成一五年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福祉分野(平成一六年度) (5)教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることができること。 (6)専任教員は、看護師養成所にあつては専門領域ごとに、准看護師養成所にあつては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。 (7)専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では三人以上、看護師養成所では、三年課程(定時制を含む)にあつては八人以上、二年課程(定時制及び通信制を含む)にあつては七人以上、准看護師養成所にあつては五人以上(当分の間、三人以上)確保すること。ただし、平成二三年三月三十一日までの間は、三年課程(定時制を含む)にあつては六人以上、二年課程(定時制及び通信制を含む)にあつては五人以上とすることができる。 (8)専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては、学生定員が二〇人を超える場合には、学生が二〇人を増すごとに一人増員することが望ましいこと。看護師養成所三年課程(定時制を含む)及び二年課程(定時制)にあつては、学生総定員が一二〇人を超える場合には、学生が三〇人を増すごとに一人増員すること。また、看護師養成所二年課程及び准看護師養成所にあつては、学生総定員が八〇人を超える場合には、学生が三〇人を増すごとに一人、看</p>	<p>第四 教員に関する事項 1 専任教員及び教務主任 (1)指導要領第四一―(1)、(2)、(3)及び(4)の教育に関する科目とは、教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計四単位以上をいうこと。 (2)専任教員の採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から五年以上離れている者は好ましくないこと。 (3)指導要領第四一―(9)前段の趣旨は、講義(二年課程(通信制)において行う印刷教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業及び主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業を除く。以下同じ。)一時間を担当するには準備等に二時間程度を要することから、一人の専任教員が担当できる一週間当たりの講義時間数の標準を一五時間としたものであること。また、実習を担当する場合にあつては、実習三時間に対し一時間程度の準備等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。 (4)学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこと。 2 実習指導教員 (1)実習指導教員は、保健師養成所にあつては保健師、助産師養成所にあつては助産師、看護師養成所にあつては保健師、助産師または看護師、准看護師養成所にあつては保健師、助産師、看護師または准看護師とすること。</p>

	<p>護師養成所二年課程(通信制)にあつては学生総定員が五〇〇人を超える場合には、学生が一〇〇人を増すことに一人増員することが望ましいこと。</p> <p>(9)専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう一人一週間当たり一五時間を標準とすること。(二年課程(通信制)を除く。)</p> <p>また、二年課程(通信制)の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。</p> <p>(10)教務主任となることのできる者は、(1)から(4)までのいずれかに該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 専任教員の経験を三年以上有する者</p> <p>イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者</p> <p>ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(11)専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができること。</p> <p>(12)専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。</p> <p><b>2 養成所の長及びそれを補佐する者</b></p> <p>(1)養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。</p> <p>(2)養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。</p> <p><b>3 実習調整者</b></p> <p>(1)臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者(以下「実習調整者」という。)が定められていること。</p> <p>(2)実習調整者となることのできる者は、1—(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。</p> <p><b>4 実習指導教員</b></p> <p>実習施設で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望ましいこと。</p> <p><b>5 その他の教員</b></p> <p>(1)各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。</p> <p>(2)二年課程(通信制)については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を一〇人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が五〇〇名を超える場合には、学生一〇〇人を目途に添削指導員を二名増員することが望ましいこと。</p>	<p>(2)臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。</p> <p><b>3 その他の教員</b></p> <p>(1)看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員によって行われることが望ましいこと。</p> <p>(2)各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。</p>
--	--	--